

# 加賀市地域生活支援拠点等 事業者登録の留意事項と登録の流れ

## 【留意事項】

- (A) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が「(1)相談支援」に関する機能の登録を申請する場合は、併せて(2)、(3)、(4)、(5)の機能を担うことを運営規程および登録申請書に記載することが、登録の要件となります。
- (B) 短期入所事業所及び訪問系サービス事業所※1が登録の申請を行う場合は、(2)「緊急時の受入・対応」に関する機能を担うことを運営規程に記載することが、登録要件となります。
- (C) 地域移行支援事業所、障害者支援施設等の日中活動系サービス事業所※2が登録の申請を行う場合、(3)の機能を担うことが、登録の要件となります。

※1 訪問系サービス事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※2 日中活動系サービス事業所は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型

## 【登録の流れ】

### (1) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる際に、「運営規程」にその旨の記載が必要となります。運営規定の変更については、石川県障害保健福祉課に届出をお願いします(特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、加賀市介護福祉課に届出)。

### (2) 登録申請書の提出

登録申請書(様式第1号)及び機能を担うことを記載した「運営規程」を添えて、介護福祉課にご提出ください。

### (3) 登録決定

ご提出いただいた申請書の内容を審査後、「加賀市地域生活支援拠点等登録事業者台帳」に登録を行い、登録決定通知書を申請者に送付します。

また、登録していただいた事業者はホームページ等で公表します。

## 《登録申請書の提出先》

下記のいずれかの方法でご提出ください。

○郵 送 〒922-8622 加賀市大聖寺南町二 41 番地  
加賀市 介護福祉課 宛

○窓 口 加賀市役所 (別館1階) 介護福祉課

## 《お問い合わせ先》

電 話:0761-72-7852(直通) 介護福祉課